

厚生文教常任委員会会議録

- 1 日 時 令和7年6月12日（木）
15時38分開会 16時20分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第2委員会室
- 3 出席議員 委員長：田村幸紀 副委員長：只野敏彦
委 員：中河つる子、鈴木孝寿、中島里司、深沼達生
議 長：山下清美（欠席：同時開催の総務産業常任委員会へ出席）
- 4 事務局 事務局長：大尾 智
- 5 議 件
 - （1）請願の審査について
 - ・請願第18号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める請願
 - ・請願第19号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める請願
 - （2）所管事務調査の申し出について
 - （3）その他
- 6 会議録 別紙のとおり

【開会 15 : 38】

(1) 請願の審査について

- ・ 請願第18号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める請願
- ・ 請願第19号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める請願

委員長(田村幸紀) : それでは、皆さんお疲れ様でございます。只今から厚生文教常任委員会を開会する。本日の議件は3つある。請願の審査、2つの請願の審査と、所管事務調査の申し出についてと(3)その他である。順番に審査して参る。

まず、(1)の請願第18号、義務教育費国庫負担制度を堅持負担率2分の1への復元など教育予算拡充と豊かな学びを求める請願についての審査を行う。こちらについては、昨年も同様の請願が提出され、委員会で採択をしていることを申し添える。請願内容について皆様からの見解等を確認し、委員会としての採択または不採択の結審を進めて参りたいと思う。それでは請願第18号を、先にお配りされているこちらの請願内容についてご意見等があればお願いする。

鈴木委員。よくよく読んだら、教職員の給与は、町、自治体は負担してないのでは。一部加配の部分についてはやっているが、これ、国や道に対してということなのか。そういうことか。

委員長 : 事務局、お願いする。

事務局長(大尾智) : 今、国が3分の1になり、都道府県の負担が大きくなっているので、前のように、国がたくさん多く負担して、教育水準を確保してほしいというような要請になっているかと思う。国に対する要請になる。市町村は負担してないが。そういうことである。

鈴木議員 : 毎年出しているものである。出すことに関してはいいとは思いますが、考えてみたら町は正直言ってある意味関係ない。ただ、要は2分の1ずつにしたら道の負担が減ってその分を、例えば教育水準を高くする手当に使えるという話だと思っているが、そうか。これは確認である。最後まで言うと、記の1番から6番までの間で、4番、教育を受ける権利を保障するため云々とある、無償化適用除外撤回を実現する要請については、毎回削除していたような気はしている。ここまで私たちが言う話なのかというところもあるので、ここを削除をという形でやってほしいなというような気はする。以上である。

中河委員 : 私はそこのところはやはり歴史的に見て、朝鮮から強制労働で炭鉱などに連れてこられたその子孫が通っているのではないかと思います。それで学校もあるのではないかと思います。そういう経緯から見れば、この出ている無償化適用除外撤回を実現するという要請は、本来は必要で、撤回してそれが実現するのがいいのではないかと私は歴史的な観点から思う。

鈴木委員 : その歴史的な見解もいろいろあると思うが、朝鮮学校は確か日本の小学校・中学校の教育準拠に沿ってないと。そこでいくと、教育カリキュラムは当然違う。日本国

内でいえば、いわゆるアメリカンスクールみたいな。その部分でいったらこの国内の教育の流れに沿ってない、そして学校扱いでないと。一番言いたいのは、朝鮮学校はどちらかといったら、北朝鮮のほうである。そういうところからいくと、ちょっといろいろな感情論からいくと、日本の教育の法律に基づいてやっていないところまでやる必要はないかなというのが私の考えである。

委員長：それでは、まず本委員会としてこの請願について採択するかどうかの判断を仰ぎたいと思う。採択ということでよろしければ、挙手をお願いします。

(全員賛成の挙手あり)

委員長：それでは委員会として採択するということで、あとは意見書の内容としてこの部分を含めるか含めないかというところを今、協議する。意見書案を一旦配付する。

(意見書案配付)

委員長：それでは、上の方に参考と書いてあるのが昨年度の意見書である。これは一部、修正したものである。もう1つのほうが、まず何も修正していない意見書の案である。こちら両方を見比べながら、今回の意見書を作成して参りたいと思う。昨年度のものに倣って多少今年のを修正するのであれば、それに対してのご意見をお願いする。

中河委員：昨年も消してはあるが、実際に4番の適用除外というその内容が、本当に北朝鮮の教育を実際にやっているのかどうかというのがはっきりしていない。私もわからないが、それを提出者の清水地区連合会に問い合わせてをしてみるとか、そういうことを知ってする時間とかあるのだったら、そこをやってからいいとか悪いとか言ったほうが。自分もちょっとその内容についてははっきりはしてないけども、そういうようなことができるのだったらそうやってもらってからしてほしいと思う。

鈴木委員：まず私が言っているのは一般的に噂に流れている程度の本当の話かどうかともわからないので、そこで、要は文科省で進めている小中の教育内容に沿ってやっているかどうかというところ。そうでないとちょっと意味がないというか、それが本当に準拠されてやっているのかどうかちょっと確認もできないものである。その部分確認していただければと。それで、確認が取れて、日本の法律に基づいてやっているということであれば、除外する理由が今度薄くなってくるので、それはいいと思う。ただあともう1つ、確認をとってほしいなっていうのと、申し訳ない、6番のカリキュラムオーバーロードは初めて出てくる言葉なので、ちょっとわからないが、これ前任担当課長だったら局長がもしわかればお願いします。分かりそうですか。

事務局長：申し訳ない。はっきりはわからないが、結構カリキュラムは余裕を持たせるのである。何か突発的なことあったということで余裕を持たせてやるが、記3番では、余裕を持たせ過ぎだから、たくさん授業数をこなさなければならないのではないかと。いうことを言っているのではないかと思う。年間何百時間と必ず教えなければならない時間があり、インフルエンザが流行ったりとか何かあったりしたときのために多めに教える。だけど、それが多めに事業数を取りすぎると、そんなにやらなくてもいうことではないかなというふうに思うが、違うか。あまり余裕を取りすぎると、子どもたちに多く教えすぎること。

鈴木委員：休憩をお願いします。

委員長：休憩する。

【休憩 15:51】

【再開 15:52】

委員長：それでは、再開する。まず、この朝鮮学校の関係は、一度、地区連合のほうには正式に確認をさせていただく。その際に、このカリキュラムオーバーロード、実際のところ、先生と生徒の負担になっているという、その辺の部分の改善についてもちよっと一度確認して参る。それに基づいて、意見書の中身を整理して、皆様に報告して、また協議するという形にさせていただいてもよろしいか。
休憩する。

【休憩 15:54】

【再開 15:58】

委員長：それでは、再開する。請願18号に係る意見書について保留をして、請願第19号のほうから先に審査する。こちらについても、昨年度も同様の請願が出て採択されているものである。こちらについて、まず採択か不採択の結審をする。内容については、先程確認をされた通りであるが、こちらは採択でよろしいかどうか、採決を採りたいと思う。採択でよろしい方、挙手をお願いする。

（全員賛成の挙手あり）

委員長：それではこちらの請願のほうも採択ということで、昨年度の意見書の内容と今年の意見書案を今配付する。

（意見書案配付）

委員長：昨年度については修正なしということで、意見書として提出しているものである。こちら、もう一度見比べて修正する部分あればご意見をお願いする。皆さんいかがか。

（「なし」との声あり）

委員長：この案の内容で提出ということでよろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：それでは、まず請願第19号に関わる意見書については、こちらの案の通りの意見書として進めて参る。ただ18号のほうの回答が出るまで一旦休憩する。

【休憩 16:02】

【再開 16:22】

委員長：再開する。それでは、請願第18号のほうに戻るが、意見書の中のこの4番、朝鮮学校の取り扱いは、日本の文科省で進めているこの学習指導要領に則ってない学校だということであればこれは削除するという方向で委員会として決定したいのであるが、よろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：請願第18号に係る意見書については、記4番を削除して、そのほかは修正しないことにさせていただく。

(2) 所管事務調査の申し出について

委員長：それでは、(2)の所管事務調査の申し出についてを議件とする。次の閉会期間中の所管事務調査の内容について、前回、三笠高校を軸としてその近隣のところで視察可能なところというのをそれぞれご検討いただいていると思うので、ちょっと意見を出し合っていただければと思う。8月1日(金)の午後に三笠高校のほうに視察をさせていただき、視察先はそこだけでそこで一泊して、8月2日(土)にレストランのほうを自主的に行って見てくるという形で、視察先は三笠市だけというふうに決定したいと思う。
休憩する。

【休憩 16:24】

【再開 16:27】

委員長：再開する。それでは所管事務調査については、8月1日の午後に三笠高校に行き、8月2日に、自主的にレストランのほうを見させていただくという流れで1泊2日で行くこととする。
事務局。

事務局長：確認である。三笠市立なので、三笠市事務局を通じて三笠市教育委員会に申し入れるという形で、学校とは話しているということで。今その予定でやるが、車がうまく取れなかったらどうしようかと。ハイエースは送迎専用に使っているので、貸し切りバスを外注する必要がある。

委員長：あと、所管事務調査の申し出をするときに、こちらの命題であるが、「高等学校振興策について」とし、あと、突発的な事項に対応するために、「その他所管に関する事項」ということも併せて申し入れるということで決定する。

(3) その他

委員長：それでは、それでは本日の議件は以上なのであるが、その他皆様から何かあるか。

(「ありません」との声あり)

委員長：事務局からはあるか。

事務局長：ありません。

【閉会：16時20分】